

# 近接工事の間接費等の調整について（H25.7.15より適用）

## 【調整の基本方針】

近接した工事を発注する場合で現工事の施工業者と随意契約をする場合、または現工事の施工業者を含めた一般・指名競争入札で現工事と同一業者が落札した場合、共通仮設費、現場管理費、一般管理費等（以下諸経費という）の調整については次のとおりとする。

1. 実施（当初）設計は原則として単独工事として諸経費率を適用する。調整は変更契約で行う。随意契約の場合は当初から調整を行う。

### 2. 調整対象となる工事

(1) 密接に関係のある同一工事区域内の工事で、かつ工期が重複または継続（追加工事を開札した日の前日までに、現工事の完成通知書を受理していない場合をいう。）する工事とする。

ただし、上記に該当しない場合でも仮設物（指定仮設物および当該現場で積算工法上必然的に仮設せざるをえない仮設物）が共用できる場合は、その部分についてのみ調整する。（現場管理費、一般管理費等は調整しない）

(2) (1)の場合で、同業者が行う2工事以上の現工事との調整は、全工事との調整を行う。

(3) 道路維持、河川維持は原則として調整しない。

ただし、同一区間の維持作業で年間契約できるものを物価変動のすう勢を考慮して分割発注する場合は、特例として調整する。

(4) 現工事が繰越または国債で調整対象となる場合は、全体工事を対象として調整する。

(5) 調整に際し、現工事とその前の工事と調整を行っていても、その前の工事と追加工事の施工年度が異なる場合は、その前の工事を含めずに調整する。

3. 調整の対象となる現工事の設計金額は当該追加工事の契約時点のものとし、その後現工事の設計金額に設計変更が生じた場合でも、調整対象現工事の設計金額の変更は行わない額で調整するものとする。

4. 前記2に該当する工事のうち次に示す異種の工事の取扱いは、下記のとおりとする。

(1) 異種の工事とは下表A～Iに区分される工事種別の異なる工事をいう。

工事種別	工事請負有資格業者名簿による種別
A	一般土木工事、法面処理工事、グラウト工事、しゅんせつ工事、杭打工事 アスファルト舗装工事、セメントコンクリート舗装工事
B	鋼橋上部工事、機械設備工事
C	プレストレストコンクリート工事
D	電気設備工事、通信設備工事、受変電設備工事
E	建築工事、木造建築工事、プレハブ工事
F	維持修繕工事、塗装工事
G	造園工事
H	さく井工事
I	暖冷房衛生設備工事

(2) 積算体系が同一（一般管理費等率が同じもの）の異種の工事は次により調整する。

(イ) 仮設物の調整については前記2(1)のただし書きを準用する。

(ロ) 現場管理費については調整しない。

(ハ) 一般管理費等については調整する。

(3) 積算体系が異なる異種の工事は調整しない。（仮設物が共用できる場合はその部分のみ調整する。）

5. 他官庁等、他部局、または他土木事務所が発注する工事とは、原則として調整しない。

6. 2件以上の工事を一括して合併入札する場合の取扱いは、下記のとおりとする。
- (1) 各工事それぞれの対象額を合計し、この合計額を対象額として当初から調整する。
  - (2) 一括される各工事が異工種である場合は、各工事のうち対象額の最も大きい工事の工種を適用して算出する。
7. 共同企業体（以下「JV」という）が施工する工事については下記のとおりとする。
- (1) 経常建設JVおよび特定建設工事JVと、そのJVの1構成員とは近接調整は行わない。
  - (2) 現工事を施工している構成員同一の経常建設JVが、現工事の調整対象となる工事を落札した場合は、近接調整を行う。
  - (3) 特定建設工事JV（同一構成員の場合を含む）については、近接調整を行わない。

#### 【共通仮設費の調整計算】

##### (1) 積上げ計算部分

##### 1) 運搬費

##### (イ) 機械器具運搬

現工事と追加工事が純工期（工期から準備、跡片付を控除した期間）で重複する場合に限り調整を考慮するものとし、現工事で計上している建設機械等が追加工事に共用又は転用出来るものについて調整する。

（注）追加工事を発注することにより、当然調整が予想される場合でも現工事の運搬費は変更せず追加工事の調整で処理するものとする。

##### 2) 仮設費

共用出来るものについては、設置費について調整する。なお追加工事が発注されることにより調整が明らかでない場合は現工事の撤去費は計上しないものとする。

※ 現工事で仮設物を設置し追加工事の発注までに空白が生じる場合は、必要に応じ保安費、損料を含めた維持工事を別件で発注することを原則とする。

##### 3) 事業損失防止施設費

上記2)の仮設費に準ずるものとする。

##### 4) 安全費

積上げ計算による安全費

実態に合わせ調整する。

##### 5) 技術管理費

積上げ計算による技術管理費

実態に合わせ調整する。

##### 6) 営繕費

積上げ計算による営繕費

実態に合わせ調整する。

##### 7) その他の共通仮設費

工事の発注条件等を考慮し、調整すべきかどうか判断して行うものとする。

##### (2) 率計算部分

##### 1) 原則として調整しない。

ただし工期、工事区間が殆ど重複し、これによることが明らかに不適当と判断される場合はこの限りでない。

##### 2) 工種の適用

現工事と当該追加工事で工種が異なる場合は、現工事と追加工事の対象額の合計額に相当するその「主たる工種」の率を適用する。

##### (3) 調整計算の方法

現工事と当該追加工事の共通仮設費対象額を合算したもので率を算出し、各々の共通仮設費を求め、現工事の共通仮設費を控除したものの範囲内とする。

調整の一般式はつぎのとおりとする。

$$A \leq \{B \times (\beta 1 + \delta 2) + C \times (\beta 1 + \delta 1)\} - B \times (\beta 2 + \delta 2)$$

A : 当該追加工事の共通仮設費

- B : 現工事の対象額
- C : 当該追加工事の対象額
- $\beta 1$  : (B + C)に相当する主たる工種の共通仮設費率
- $\beta 2$  : Bに相当する現工事の工種の共通仮設費率
- $\delta 1$  : 当該追加工事の共通仮設費補正率
- $\delta 2$  : 現工事の共通仮設費補正率

ただし、前記計算の場合にあってAが負数になる場合は零額とみなし、追加工事に関する共通仮設費は計上しない。

また、Aが当該追加工事単独で積算された所要額よりも大きい場合は当該所要額とする。

(4) イメージアップ経費（仮設費，安全費，営繕費）

1) 積上げ計算部分

実態に合わせて調整する。

2) 率計算部分

原則として調整しない。

ただし、工期、工事区間が殆ど重複し、これによることが明らかに不適当と判断される場合はこの限りでない。

3) 調整計算の方法

(イ) 現工事および追加工事もイメージアップ工事の場合

$$A \leq \{(B + C) \times \gamma 1\} - B \times \gamma 2$$

A : 当該追加工事のイメージアップ費

B : 現工事の対象額

C : 当該追加工事の対象額

$\gamma 1$  : (B + C)に相当するイメージアップ費率

$\gamma 2$  : Bに相当する現工事のイメージアップ費率

(ロ) 追加工事のみがイメージアップ工事の場合

追加工事の単独計算

【現場管理費の調整計算】

- (1) 現工事と当該追加工事の純工事費を合算したもので率を算出し、各々の現場管理費を求め、現工事の現場管理費を控除したものの範囲内とする。
- (2) 現工事と当該追加工事で工種が異なる場合は、現工事と当該追加工事の純工事費の合計額に対するその主たる工種（それぞれ純工事費の大きい方の工種）の現場管理費率を適用する。
- (3) 調整計算は共通仮設費の調整計算の方法に準拠するものとする。

【一般管理費の調整計算】

現工事と追加工事の工事原価を合算したもので率を算出し、各々の一般管理費を求め、現工事の一般管理費を控除したものの範囲内とする。

$$A \leq \{(B \times \alpha 1 \times \delta 2) + (C \times \alpha 1 \times \delta 1)\} - B \times \alpha 2 \times \delta 2$$

A : 当該追加工事の一般管理費率

B : 現工事の工事原価（中止期間中の現場維持等の費用を含む）

C : 当該追加工事の工事原価

$\alpha 1$  : (B + C)に相当する一般管理費等率

$\alpha 2$  : Bに相当する現工事の一般管理費等率

$\delta 1$  : 当該追加工事の前払金支出割合による補正係数

$\delta 2$  : 現工事の前払金支出割合による補正係数

【旧基準で積算した工事に改正基準で積算した工事を追加する場合等の現場管理費および一般管理費等の調整について】

1. 現場管理費の調整計算の一般式

$$A \leq \{B \times (\beta 1 + \delta 2) + C \times (\beta 1 + \delta 1)\} - B \times (\beta 2 + \delta 2)$$

A : 当該追加工事の現場管理費

B : 現工事の純工事費

C : 当該追加工事の純工事費

$\beta 1$  : (B + C)に相当する「主たる工種」の改正基準による現場管理費率

$\beta 2$  : Bに相当する現工事の工種の改正基準による現場管理費率

$\delta 1$  : 当該追加工事の改正基準による現場管理費補正率

$\delta 2$  : 現工事の改正基準による現場管理費補正率

2. 一般管理費等の調整計算の一般式

$$A \leq \{(B \times \alpha 1 \times \delta 2) + (C \times \alpha 1 \times \delta 1)\} - B \times \alpha 2 + \delta 2$$

A : 当該追加工事の一般管理費等

B : 現工事の工事原価 (中止期間中の現場維持等の費用を含む)

C : 当該追加工事の工事原価

$\alpha 1$  : (B + C)に相当する改正基準による一般管理費等率

$\alpha 2$  : Bに相当する改正基準による一般管理費等率

$\delta 1$  : 当該追加工事の前払金支出割合による補正係数

$\delta 2$  : 現工事の前払金支出割合による補正係数

3. 設計変更について

旧基準により積算した工事の設計変更は、旧基準により積算するものとする。

4. 共通仮設費

共通仮設費の積算にあっても上記現場管理費の取扱いと同様とする。